

1 開会

農地課長から挨拶及び委員紹介

2 議題

(1) 多面的機能支払事業（多面的機能支払交付金）

ア 事業概要及び令和5年度実施状況報告について

- 資料1、資料2により事業の概要及び令和5年度実施状況を報告した。（事務局）

（委員）

年々対象組織数、対象農用地面積が増えていますが、例えばキャンペーンなどで積極的に関わった結果なのか、増加をどのように分析していますか。

（事務局）

なるべく多くの地域で取り組みに参加してもらえるよう、日ごろからヒアリングなどで推進している関係で、多面の良いところを分かってもらえた上で増えているのかと思われます。

（委員）

多面的機能支払事業の補助金を受けるための要件を教えてください。

（事務局）

本補助金は3つの対象活動、農地維持支払、資源向上の共同活動、資源向上の長寿命化活動に対し、田んぼや畑の面積に各交付単価を掛けて補助金が交付されます。

（委員）

面積的な要件とか、組織の人数における制限はないのでしょうか。

（事務局）

面積や人数に制限はありません。

（委員）

農振農用地ですよ。

（事務局）

はい、原則として農振農用地が対象です。その他にも県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地、例えば白地でも農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地などが対象となります。

（委員）

基本的には制度に則って活動が維持され、1組織ですが増えたというのは大変よかったことではないかと思えます。

(2) 中山間地域等農業活性化支援事業（中山間地域等直接支払交付金）

ア 事業概要及び最終評価書について

- 資料3から5により事業概要及び最終評価について報告した。（事務局）

（委員）

△の協定については、集落戦略や超急傾斜農地保全管理加算に茶工場が絡んでおり、集

落戦略については改善の見込みありとなったが、超急傾斜農地保全管理加算については代替的な措置が見いだせずに加算を受けることを断念したという理解でよいでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委員)

先ほどの15ページの集落マスタープランの方では改善済みで、18ページの集落戦略の方は改善の見込みありとなっていますが、この差について教えてください。

(事務局)

集落戦略は、第5期の最終年である令和6年度末までにつくれば良いというものであり、現時点では集落戦略は完成してないので、改善済みとは言えないけれど、今年度中には作成見込みありということで、②の改善の見込みありとしています。

(委員)

加算措置については、遡及返還ではないのですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

資料3の24ページの結果のところ、「耕作条件が悪くとも本制度により農地を守っていきたい(項目ア、イ)」という回答が4市町ありということで、アとイが合わさった形で、表現されていますが、それぞれ意味合いが異なるので、分けて書いた方が素直かなというような気がします。

(事務局)

検討します。

(委員)

資料3の23ページについて、アンケート調査項目はすでに集計様式が決まっているため、市町村ごとにまとめるというやり方は駄目ということでしょうか。地域の耕作条件を加味しながら結果を解釈することはこの報告において許されるのでしょうか。

(事務局)

基本的に様式は決まっているのですが、県の所見欄を地域の差を考慮して記載することは場合によっては可能かもしれないと思います。また、市町ごとにまとめた様式も国へ提出しています。

(委員)

資料3の27ページの市町の事務負担軽減について、どのような事務が負担になっていて、それに対して、どのような策を講じれば軽減されると考えていますか。例えばデジタル化や外部委託により改善するとか。

(事務局)

活動計画や補助金関係の書類を作成する事務が大きな負担となっています。また、デジタル化は農林水産省が主体となって電子申請の動きはありますが、集落段階でそれを活用していくことは難しく、県内ではまだ取組はありません。また、推進費も国のお金が付きにくくなっており、外部委託するようなお金を確保することが難しい状況です。

(委員)

事務負担の軽減は現実的ですか。

(事務局)

土地改良区等で、限られた人数で事務を兼務すればやれるかもしれませんが。29 ページの県の要望には申請書等の様式をもっと簡素化して欲しいという意味合いで記載しました。

(委員)

資料3の29ページの次期対策に対する県の要望というのは県からの要望ということですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

まだ、取組が無い地域について、本制度の周知をしていただけるとありがたい。

(委員)

取組のない市がどの程度本制度について、農家の方々に説明しているのか分かれば教えて欲しい。

(事務局)

法指定地域に該当すれば、国から情報があつた際には県として市町へ情報共有は行っています。そこから地域に対してどの程度働きかけをしていくかというところは課題です。

(委員)

事務負担はかなり大変なのですか。

(事務局)

立ち上げてしまえば5年間は活動継続するという事業なので、最初の立ち上げが一番大変です。

(委員)

それが嫌でみんなに知らせたくないということもありますかね。

(事務局)

そのようなことはないと思いますが、市町は1人で多くの事務をしなければならないため、やはり大変ではあると思います。

### (3) その他

今後の委員会開催スケジュールについて、資料6により事務局から説明した。

## 3 閉会